

第10回「議員報酬等に関する在り方調査会」事項書

平成24年4月20日 午前9時30分～
議事堂5階 501委員会室

1 開会

2 協議

- ・ 政務調査費について

3 閉会

第9回「議員報酬等に関する在り方調査会」の論点整理(案)

(交付税措置)

- ・ 標準的な経費として交付税措置がされていることは政務調査費の性質をどう考えるかということの一端であり、少なくとも都道府県については措置されていると理解しておくこととする。

(議員分と会派分)

- ・ 明確に個人と会派を分けずに、会派分の中から所属議員に配分するやり方もあるということが見えてきている。
- ・ 近年、他県では会派が会派分と議員分を決められるという条例改正が行われているところがある。政務調査費を使ううえで会派がどういう役割や性格をもっているかということに通じるので、考え方を調べたい。

(返還率)

- ・ 議員分、会派分とも 20%以上返還されているということで、概ね2割くらい削減できるというようにも考えられる。
- ・ 返還率が高まったのは、領収書の添付だけではなく、ガイドラインにより新たな制約が加わったという部分もある。
- ・ 必要がなかったから返還されたのか、それとも使いにくいからそうなったのか理解が難しい。
- ・ 全く使わない人も含めた返還率であることは配慮する必要がある。また、按分の場合は自己資金を手当てしないと使えないので、それによって抑えられている面もある。

(精算方法)

- ・ 経費の精算方法について、民間企業ではどんどん実費精算に切り替わっている。世間の変化と議会の制度のずれに批判が出ている気がする。

(政務調査費の範囲)

- ・ 政務調査活動と政治活動はきれいに分けられないが、現実にはどこかで線を引くことになる。それが議員活動を応援することになるのか悩ましい。

(議員定数、選挙制度)

- ・ 県全体として議会費用を考える場合、選挙区制度を含めた定数問題についても何がしかのことは言う必要がある。
- ・ さまざまな階層の人が議員になれると同時に、地域代表という要素も満たすような選挙制度を県議会から問題提起できれば意味があるのではないか。

配付資料一覧

- ・ 政務調査費に関する議員ヒアリング結果概要 資料 1
- ・ 会派が配分を決定できるようにする条例改正の状況 資料 2
- ・ 政務調査費に関する地方自治法改正の施行通知について 資料 3
- ・ 第 48 回地方分権改革推進会議小委員会議事概要（抜粋） 資料 4
- ・ 議会機能の充実強化を求める緊急要請
（大森座長提出資料） 資料 5